

令和4年度

定期監査等結果報告書

(選挙管理委員会)

豊前市監査委員

1. 監査の基準

本監査は、豊前市監査基準（令和元年豊前市監査委員告示第1号）に基づいて実施した。

2. 監査等の種類

定期監査

3. 監査の対象、範囲

(1) 対象 選挙管理委員会

(2) 範囲 令和4年4月1日から令和4年10月31日までに執行された財務事務並びにその他の事務の執行状況

4. 監査等の着眼点

(1) 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

(2) 事務事業等の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に基づきなされているか。

(3) 予算の執行、収入、支出、契約及び財産の管理等の事務は適正かつ効率的に行われているか。

(4) リスク管理体制（チェック体制）の整備は適切か。また、その体制は有効に運用されているか。

(5) 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。

(6) 前回における指摘事項についての検討、改善がなされているか。

5. 監査等の主な実施内容

監査委員、事務局、関係職員出席のもと事前に提出を求めた監査資料について説明を受け、質問するなどの実情聴取を実施した。また、提出された諸帳簿等の関係資料を検査するとともに、必要に応じ事務局から質問、実査等をおこなった。

6. 監査の実施場所並びに日程及び監査の期間

(1) 実施場所 豊前市役所 監査委員事務局

(2) 日 程 ア. 概要説明 令和4年12月21日

イ. 講 評 令和5年 1月11日

(3) 期 間 令和4年12月1日 ～ 令和5年1月11日まで

7. 監査の結果

財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1. 豊築選挙啓発推進協議会の経理について

令和4年度に当市が事務局を担った豊築選挙啓発推進協議会の経理について一旦各市町の選挙管理委員会が協議会から現金を受け取った後、債権者に支払い、その領収書により精算を行っている。現金の取り扱いを減らすためにも協議会事務局から各債権者に直接振り込むことができないか構成市町と協議を行い改善に努められたい。

2. リスク管理体制（チェック体制）の整備について

11月の異動により選挙管理委員会所属の職員が一人となっており、リスク管理体制（チェック体制）の整備が必要となっている。どのような方法でリスクの管理を行うか総務課と協議し体制を構築されたい。